

会議名称		令和5年度第4回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録（要約版）
日時		令和6年3月19日（火） 14時00分から16時45分まで
場所		杉並区役所 第4会議室（中棟6階）
出席者	委員	佐藤慶浩会長、氏橋治信委員、宇田川通宏委員、内山誠委員、惠羅明子委員、曾山恵理子委員、山崎正博委員、宇田川ゆうじ委員、おおつき城一委員、奥山たえこ委員、小池めぐみ委員、堀部やすし委員、安田マリ委員、浅見雄輔委員（オンライン参加）
	実施機関	毛利区民課長、坪川文化・交流課長、山田高井戸・和泉保健センター担当課長
	事務局	武井デジタル戦略担当部長、黒澤情報管理課長、倉島情報システム担当課長
傍聴者		0名
配布資料	事前	<ul style="list-style-type: none"> ・資料1 令和5年度第3回杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録（案） ・資料2 令和5年度第4回杉並区情報公開・個人情報保護審議会報告・諮問事項 ・資料2 別紙2 情報公開制度の事務手引 ・資料3 住民基本台帳ネットワークシステム・情報提供ネットワークシステム運用監視部会報告事項 ・参考資料（杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表）
	当日	<ul style="list-style-type: none"> ・会議次第 ・杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の一部改正について（報告） ・答申文（案）
会議次第		<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 令和5年度第3回審議会会議録の確定について…資料1 3 令和5年度第4回審議会 報告・諮問事項について…資料2 4 住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ評価の実施内容等 情報提供ネットワークシステムセキュリティ評価の実施内容等…資料3 5 一般報告 6 その他 7 閉会
報告・諮問事項審議結果一覧		
報告第8号	個人情報の保護に関する法律第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の取組状況について	報告了承
諮問第4号	住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ評価実施結果の妥当性の評価について	決定
諮問第5号	情報提供ネットワークシステムセキュリティ評価実施結果の妥当性の評価について	決定

一般報告	杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の一部改正について	報告了承
一般報告	「情報の公表及び提供に関する方針」の制定及び「情報公開制度の事務手引」の改訂について	報告了承
一般報告	杉並芸術会館が催した事業の申込者情報が閲覧可能であったことについて	報告了承
一般報告	すこやか赤ちゃん訪問記録票等の紛失について	報告了承

主 要 な 発 言 等	<p>【次第2】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度第3回会議録が確定した。 <p>【次第3】</p> <p>○報告第8号「個人情報の保護に関する法律第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の取組状況について」</p> <p>(質問)</p> <ul style="list-style-type: none"> 報告第8号全般 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> セキュリティ部会報告の件数の今後の見込みについて <input type="checkbox"/> セキュリティ部会における自己点検の外部委託について <input type="checkbox"/> 審議会の開催日程について <u>セキュリティ部会の報告28（住宅確保要配慮者の居住支援に関する業務）</u> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 本事業の申請に当たり、入居希望者が自らの要配慮者該当性を開示することについて <u>セキュリティ部会の報告29（再生可能エネルギー等の導入助成等助成事業に関する業務）</u> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 電算記録項目「建物の状況」について <input type="checkbox"/> 記録する個人情報項目のバランスについて <input type="checkbox"/> 本事業の対象となる製品及び補助条件について <u>セキュリティ部会の報告33（児童養護施設退所者等支援事業に関する業務）</u> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 本事業を利用するために提出された資料の保存期間について <u>セキュリティ部会の報告35（教育指導に関する業務）</u> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 同様の手続をしていた本案件以外の登録業務について <u>セキュリティ部会の報告42（臨時福祉給付金等支給に関する業務）</u> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 本件の事務事業と業務登録名の関連について <input type="checkbox"/> 事務事業の補助対象要件について <input type="checkbox"/> 申請に係る個人情報の管理について

・セキュリティ部会の報告45（杉並区立ドッグラン広場におけるドッグラン運営に関する業務）

- 使用禁止措置に係る個人情報の収集について

・セキュリティ部会の報告47（リユース容器関連事業に関する業務）

- セキュリティ部会の指摘に対する進捗状況について

・セキュリティ部会の報告48（教職員人事に関する業務）

- 教職員人事システムに記録する教職員特有の個人情報について

【次第4】

○諮問第4号「住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ評価実施結果の妥当性の評価について」

○諮問第5号「情報提供ネットワークシステムセキュリティ評価実施結果の妥当性の評価について」

- ・住民基本台帳ネットワークシステム・情報提供ネットワークシステム運用監視部会から、住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ評価の実施結果及び情報提供ネットワークシステムセキュリティ評価の実施結果の点検結果の報告を受け、異議なく決定された。

(質問)

- 休職職員の復職時における訓練の実施について

- ・今後の部会開催等の手続について、以下の事務局提案が会長から報告され、異議なく決定された。

- これまで本案件については、訓練方法の諮問・答申、訓練結果の諮問・答申と計4回実施をしていたが、令和6年度については、第1回審議会において部会開催の諮問を行い、部会を2回開催し、最後にその結果を審議会に報告することとしたい。

【次第5】

○一般報告「杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の一部改正について」

(質問)

- 本件資料の取扱いについて

○一般報告「「情報の公表及び提供に関する方針」の制定及び「情報公開制度の事務手引」の改訂について」

(質問)

- 指定管理者制度に係る募集要項の記載と本手引の内容の関連性について
- 「情報の公表及び提供に関する方針」の区民への周知について
- 本手引の改訂の内容について
- 情報提供に関する方針の制定による情報公開請求制度への影響について

- 情報提供に要する期間について
- 「情報の公表及び提供に関する方針」の要綱集への登載について

(意見)

- 情報の公開について、他自治体と比較して、納得のできない点がまだたくさんあるため、鋭意努力をしていただきたい。

○一般報告「杉並芸術会館が催した事業の申込者情報が閲覧可能であったことについて」

(質問)

- 閲覧可能期間について
- 通報者のメモについて
- 閲覧可能であったことの実事確認について
- 本指定管理者の内部統制について
- 本指定管理者の対応に係る区の確認について
- 本事象の原因の特定について

(意見)

- 本件において使用されたオンラインフォームについては今後使用しないという対策を講じるべきである。
- 指定管理者が行う催しの申込においては、利用者が他の利用者の回答を閲覧できる機能があるフォームを使う必要がなく、必要ない機能があるフォームを使うことが問題である。
- 他の人の回答を見ることができないフォームの方が多い中、なぜこのフォームを使ったのかというのが一般的な意見になると思われるので、指定管理者には、厳しく指導し、本件フォームに限らず、全てのことを点検することがよいと思われる。余分な機能をオフにして使うという運用をするのではなく、そのような機能がないものを使っていけば事故は起きないので、そういった指導をしてもらいたい。

○一般報告「すこやか赤ちゃん訪問記録票等の紛失について」

(質問)

- レターパックの追跡調査番号による調査結果について
- 事故原因の特定について
- 調査の継続について
- 郵便局における作業工程について
- 盗難届等の提出について
- 防犯カメラの確認について

(意見)

- 郵便局における作業工程等を把握した上で、再発防止策を講じていただきたい。
- 原因の確認がはっきりできていないと感じる。再発防止策を講じるときに、

仮に郵便局が紛失したということが原因であれば、再発防止策として、郵便局のサービスを使用しないということを検討しなければならない。そこまで考えた上で、原因をあやふやにしているのか。事業者が投函したつもりが、実はどこかに置き忘れてしまったということであれば、その再発防止策の話を、投函したにもかかわらず、郵便局が紛失したということであれば、再発防止策としては、郵便局のサービスを使用しないということになる。

- 事情が難しいことは理解するが、原因を特定しないと、再発防止策にならない。もう少し踏み込んで、白黒をはっきりさせた方がよい。
- 本件のような事故、投函された郵便物の紛失事故がどれくらい起きているのか把握していないが、そのようなことがあれば、郵便ポストは使えない。郵便局が、追跡番号がないと言っているのは、受け取っていないという主張なのか、投函されたのかもしれないが、番号がない、郵便局側で処理できないというのは、時々あるという主張なのか。郵便局の主張の確認すらまだできていないという印象を受けるので、まずは郵便局の見解を示してもらわないといけないと思う。ここが、どちらかわからないということでは、もうポストを使えないという話になってしまうので、もう少し調査をする方がよい。